



「天孫本紀」の物部連系譜に関する復元的考察 (I)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007548">https://doi.org/10.24729/00007548</a>

# 「天孫本紀」の物部連系譜に関する復元的考察（I）

黒田達也 \*

## A Reconstructive Study of the Genealogy of the MONONOBE in ‘*Tensonhongji*’ (I)

KURODA Tatsuya \*

### 要旨

「天孫本紀」に見える物部連系譜には、『新撰姓氏録』と異なる伝や、矛盾としか言いようのないところもある。本稿はこのような問題から、物部連系譜の主要なものを復元し、その形成過程について検討するとともに、尾張連系人名が物部連系譜に位置付けられている事情についても検討を加えたものである。結果として、継体段階、欽明～敏達段階、「天皇記」段階それぞれの王統譜と関わるかたちで系譜が形成されていった可能性があること、最終的段階では石上麻呂との関係が想定されることを述べている。

キーワード：物部連、尾張連、「天孫本紀」、『新撰姓氏録』、『因幡国伊福部臣古志』、系譜、王統譜

### 1. はじめに

本稿での中心的検討課題は、尾張連系譜の復元的検討<sup>[18] [19] [20]</sup>（以下「前稿」と表現）と同様、『先代旧事本紀』天孫本紀（以下本書は『旧事紀』、各本紀は「本紀名」のみ記す）の物部連系譜の主要なものの復元と「天孫本紀」に至る物部連系譜の形成過程であるが、前稿の補論として尾張連系人名が物部連系譜に位置付けられた事情等も対象とする。尚、本稿での物部連系・尾張連系人名の表記は原則「天孫本紀」に従い、必要に応じ『古事記』（以下『記』）『日本書紀』（『紀』）『新撰姓氏録』（『録』）等のそれを用いる。

### 2. 『因幡国伊福部臣古志』と物部連

「天孫本紀」の物部連系譜（図1）には『紀』や『録』との相違とともにそれ自体にも矛盾があるが、系譜ということで注目されるのは、伊香色雄命以前に限られるが、『因幡国伊福部臣古志』（以下『古志』）が、〔図2〕（佐伯有清『『因幡国伊福部臣古志』の研究』<sup>[1]</sup>での校訂に原則基づき、伊福部臣の実質的祖武牟口命までを系図に示した）のように、「天孫本紀」とかなり異なるものを伝えていることである。『古志』は伊香色雄命以前の物部連系譜検討のための重要な史料であり、物部連を大己貴命の後裔としていることに関わり、櫛玉神饒速日命までの神名を中心として、先ずみておく。

五十研丹穗命について、佐伯氏は、伊福部臣の伝えた古い伝承に基づくものと、伊福部臣が饒速日命の別名膽杵磯丹杵穗命から大己貴命の子として作り上げた神名との両方の推測が可能としながらも、伊瀬丹穗命の別名荒田磯丹穗命の「磯丹穗」が膽杵磯丹杵穗命の「磯丹杵穗」にも近いことから、次の如く説く。

- ① 膽杵磯丹杵穗命をもとに五十研丹穗命をこしらえ、それから健耳丹穗命・伊瀬丹穗命を造作した。
- ② 伊瀬丹穗命の別名を天丹戈命としているのも天沼名杵命・天御杵命をつくりだす仲介的な役割をはたしている。「丹穗」と「丹戈」が近似しており、それから「杵」を共有する神名が生みだされることになった。

①に関わって、前稿で取り上げなかった膽杵磯丹杵穗命について。「膽杵磯丹杵穗命」は、二箇所の「杵」を同音とし、「磯」「穗」を生かせば、「イキ磯ーニキ穗」「イギ磯ーニギ穗」と看做し得る。「イキ」が「活」を、「ニキ」が「和」を表わすとみれば、「イキ磯」は「生き活きた（生産力のある）磯」、「ニキ穗」は「柔らかい（弾力のある）穗」の如き意味になる。物部連同族の依網連・網部と穂積臣・春米宿禰がそれぞれ磯と穂に関わるように見えなくもないことは、「膽杵磯丹杵穗命」が磯と穂を象徴する人名であることを示すかのようではある。しかし、管見では磯と穂に「イキ」「ニキ」が冠された表現は知られない。「イギ磯ーニギ穗」とすれば、「ニギ穗」は「饒一穗」で、「豊かな（実り多い）穗」という意味になり、ニギハヤヒと「饒」を共有するが、「イギ磯」が解し得ない。「イキ磯ーニキ穗」「イギ磯ーニギ穗」とも問題があるが、佐伯氏と同様、『古志』の五十研丹穗命に注目したい。

2014年8月18日受理

\*総合工学システム学科 一般科目文系

(Department of Technological Systems : Liberal Arts)

「五十研丹穂命」の訓みは、「研」は『紀』の神武長子手研耳命の「研」と相通ずるものであり、「イキシニホ」や「イキシニホ」であることは疑いない。膽杵磯丹杵穂命と五十研丹穂命は、後者の六世孫が櫛玉神饒速日命であることから、「キ(ギ)」の有無を異にするので同一人(神)とまでは断定し得ないとしても、関係すると言い得る。然らば、膽杵磯丹杵穂命の「磯」は「シ」を表わす借字であり、磯を表わすものとは言えないように思う。

三代に亘る「丹穂」は、「丹」に意味があるとすれば、「赤らんだ穂(成熟してきた穂)」で、稲穂が成熟してきている状態を意味する火明命と相通ずる意味になる。一方、五十研丹穂命が「伊伎志爾富命」とも表記されていることから、「丹」は単なる「ニ」の借字とみることも可能である。この場合、「ニ」を「瓊」とすれば、「ニホ」は「玉のような穂(立派な穂)」という意味に解し得るのであり、「ニギホ(豊かな穂)」「ニキホ(柔らかな穂)」が秀れた穂に通ずることと共通するようになる。 「丹」を何れに解しても、イギ(ギ)シニホは、稲穂に関わる神名である。あるいは「膽杵磯」「五十研」「伊伎志」は「イキシ」で、「シ」は穂が生き活きしている様の強調詞ではなかろうか。ともかく、イキ(ギ)シニキ(ギ)ホやイキ(ギ)シニホは、稲穂に関わる神名である。他方饒速日命は、「豊か(ニギ)で(非常に)すばやい(ハヤ)霊力(ヒ)」という意味であり、軍事・警察関係の職掌に関わる如くに見える。『録』河内国神別で「膽杵磯丹杵穂命之後也」とある若湯坐連は神饒速日命を祖とする氏族群の中に収載されているので、『録』では膽杵磯丹杵穂命は、本記述からは饒速日命と同一人(神)の異名とまでは言えないとしても、物部連系の人(神)名とされているとしなければならぬが、イキ(ギ)シニキ(ギ)ホやイキ(ギ)シニホは饒速日命とは性格の異なるものであり、尾張連系の祖火明命との方に通性が見出される。しかし、物部連の同族に穂積臣等稲に関わる氏族が存在し、物部は大嘗祭で稲の植え付けから刈り取りまで行っているのであるから、ここではイキ(ギ)シニキ(ギ)ホやイキ(ギ)シニホは物部連・尾張連双方との関係が見られるとするに留めておきたい。

佐伯氏の①膽杵磯丹杵穂命と五十研丹穂命は、一方から他方が派生した可能性は否定し得ない。しかし、「天神本紀」に天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊の防衛として天降供奉した三十二人の一人で山代国造等祖という伊岐志邇保命が五十研丹穂命と同訓であるので、伊福部臣が「こしらえ」たとまでは言い難い。

健耳丹穂命は、「健耳」は「イキ(ギ)シ」と共通性がなく、膽杵磯丹杵穂命・五十研丹穂命からの造作とは言えない。「景行記」が倭建命の東征に従ったとする吉備臣等の祖御鉏友耳建日子は、「建」と「健」とで用字が異なり、「建」と「耳」とが逆でもあるが、伊香色雄命の子武

牟口命が吉備彦命・橘入来宿祢等と日本武尊の征西に従ったとあることからすれば、健耳丹穂命と関係するようには見えぬでもない。また、「健耳」は、「タケシミニ」と訓み得るならば、懿德皇子・孝昭弟の武石彦奇友背命(懿德紀二年二月癸丑条一云)の「タケシヒコ」と「ヒコ」と「ミニ」との相違になる。武石彦奇友背命に当たる『記』の多芸志日古命はタゲシミニから分立されたもの、タゲシミニは本来多臣の祖とされていたとみられる<sup>8)</sup>ことからすれば、健耳丹穂命には多臣との関係も見出される。

伊瀬丹穂命は、「一書曰荒田磯丹穂命」の「磯丹穂」と胆杵磯丹杵穂命の「磯丹杵穂」との近似のみを根拠とすることには問題があるが、「伊瀬」と「磯」とが相通ずることは認め得る。「応神記」の「此之御世、定賜海部・山部・山守部・伊勢部也」のなかで実例が確認されない伊勢部は、山部と山守部との共通性と同様、海部と職掌が類似する磯部と考え得るからである。『倭姫命世記』に垂仁二十五年三月に出雲神子出雲建子命、一名伊勢津彦神、一名櫛玉命等が天照大神に五十鈴川後江で御饗奉ったとあり、『伊勢国風土記』逸文(『萬葉集註釈』巻一所引)に、神武即位前のこととして、天日別命が伊勢国の支配者伊勢津彦を倒し、伊勢津彦が波に乗って東へいったこと、国神の名を取り伊勢と号けたことが見える。時代は異にするが、関東に出雲系国造が多いことを勘案すれば、両伊勢津彦は関係し、伊勢が出雲系と関わる地とされ、伊瀬丹穂命は伊勢に関わる神名とみることは可能と思う。

②に関して。「丹穂」と「丹戈(杵)」は、「丹」は共通し、「ニホ」も通ずるが、「穂」は稲穂、「戈(杵)」は武器で、全く異質であり、前者からの後者の派生は考え難い。天沼名杵命は「神代記」の「天沼矛」、「神代記」第四段本文・一書第二・同第三の「天〔之〕瓊矛」、同第一の「天瓊戈」と同じ名称<sup>1)</sup>、天丹戈命は正しく「天瓊戈」で、両神名は「玉のような(綺麗な・秀れた)杵(戈)」という意味であり、天沼名杵命の「一書曰」の天蒼戈命も同様である。天御杵命は尾張連と密接に関係する服部連<sup>19)</sup>の祖と同名で、「国造本紀」の久比岐国造の祖御戈命(大和直同祖)とも通ずる。戈(杵)神名は「玉の戈(杵)」と、杵の敬語的表現「御杵」の二種類となるが、前者は出雲に特有のものではなく、後者は尾張連・大倭直に関わる如くであり、何よりも天神を意味する「天」を冠している。

天沼名杵命(天蒼戈命) — 天御杵命は、天神系神名で、天蒼戈命が「国造本紀」に伊豆国造の祖とある物部連祖天蒼杵命と同一であることから、櫛玉神饒速日命に関わるもの、五十研丹穂命 — 建耳丹穂命 — 伊瀬丹穂命は、五十研丹穂命は胆杵磯丹杵穂命を基に造作された可能性があり、山代国造の祖と同名という問題はあがあるが、「天」を冠さないのであり、大己貴命関係と取り敢えずは看做し得る。「ニホ」から「ニホコ」が造作されたとは

言えないが、「一書曰」の天蒼戈命と荒根使主命はそれぞれ天沼名杵命・荒木臣命と共通性があるのに対し、伊瀬丹穂命の「或書曰」の天丹戈命、「一書曰」の荒田磯丹穂命・天日掎乃命は、荒田磯丹穂命以外共通しない。共通性を有さぬ名が異名となっているのは相異なるものが何等かの事情で合体されたことによるとみられるので、天丹戈命は、天沼名杵命の異表記であるから、出雲系に物部連関係を結ぶために伊瀬丹穂命と合体されたことは考え得る。

伊瀬丹穂命の残る異名天日掎乃命について。先ず訓みから。「日」は、音は「ジツ」「ニチ」、訓は「ヒ」「カ」。「カ」は日数を表わす助数詞であり、また「ジツ」「ニチ」と訓ませる国内の一般的な人・神名も見当たらないが、万葉仮名に「ニチ」の一音「ニ」を表わす音に準じて扱えるものがある。「掎」は、音は「キ」、訓は「ヒク」であるので、「日掎」の訓みは「ヒキ」（音訓混用）「ヒヒキ」（訓のみ）「ニキ」（音のみ）「ニヒキ」（音訓混用）となるが、何れにしても、「掎」が少なくとも人・神名で他に用例を見出せない特異な文字であるところに問題がある。

佐伯氏は「あるいは『掎』は『槍』か」とした。この論拠は示されていないが、「垂仁紀」の「天日槍」（『神代記』では「天之日矛」）と一致することによるのかもしれない。これには、『神代記』第八段一書第四に素盞鳴尊が先ず新羅国に降ったと見え、『出雲国風土記』意宇郡条に八束水臣津野命が志羅紀の三崎から国の余を引き支豆支の御埼になったとあって、出雲と新羅との繋がりが知られることが関係するようにも思う。ともかく、「掎」が「槍（杵）」の誤記とすれば、天日掎乃命は、天日槍と訓みが同じ神名であることや、天日槍と関わる但馬と和珥氏系——和珥氏と同族とは言えないが和珥氏と密接に関わる氏族を含めた表現——や出雲との関係（後述）から、系譜に組み込まれたとも考え得る。一方、天日掎乃命は、天丹戈命の異名とされることから、「日」は「ニ」で、天丹戈命の異表記ということもあり得るのであり、天日槍は「アマノニホコ」で「天丹戈命」と表記され得るものということにもなる。しかし、「掎」と誤記・誤写される文字という点では、「杵」や「槍」よりも「椅」の方が可能性が高い。しかも手偏と木偏はしばしば混用（通用）されるのであるから、「掎」と「椅」が意味を異にする文字ではあっても、「椅」が「掎」と記された可能性は否定できない。然らば、「椅」も音は「キ」であるから、「天日椅」はa「アマノヒキ」やb「アマノニキ」となる。「椅」が「ハシ」と訓まれることからc「アマノヒハシ」、d「アマノニハシ」もあり得る。

b アマノニキの場合は、神魂命子多久都玉命三世孫天仁木命（『録』左京神別中爪工連条）、天杖命子天爾支命（大和国神別大田祝山直条）と同名である。この「ニキ」は大和の地名であり、アマノニキを祖とする爪工連・大田祝山直は

本来は多臣と、次いで和珥臣との関係が考えられる<sup>[18]</sup>。a アマノヒキも、「ヒキ」は武蔵国比企郡と通じ、武蔵の国造は出雲系とされるので、この地名に基づく可能性はなくはない。『和名類聚抄』には出雲（神門郡）・因幡（気多郡）を含め多くの日置郷が見えるが、伊勢国耆師郡・越後国蒲原郡・周防国佐波郡・長門国大津郡の日置郷に「比於木」と記す一方、能登国珠洲郡日置郷には「比岐」とある。肥後国玉名郡日置郷も、同郡の疋石神（『続日本後紀』承和七年七月庚子条）・疋野神社（『延喜式』神名下）より、「ヒキ」と訓むことが明らかであり、「ヒキ」も「日置」と対応する。比企郡の「ヒキ」も、肥後に「日置」の異表記の例があるように、日置部に関わるとみることが可能と思う。郷名に基づく日置部は神霊を祀る際の火を掌るものであるから、日置部に関わる神名が造作されても疑問ではない。尚、日置部も和珥臣及び多臣との関係が想定され得るものである<sup>[16]</sup>。

c・dの「天のハシ」に関わって直ちに想起されるのは『記』『紀』の「天浮橋」と『丹後国風土記』逸文（『新日本紀』卷五術義—天浮橋）の「天椅立」であるが、ここでは『播磨国風土記』印南郡益氣里条の「此里有山、名曰斗形山、……有石橋、伝云、上古之時、此橋至天、八十人衆上下往来、故曰八十橋」という記述に注目したい。「八十橋」「八十人衆」の「八十」は多数を意味し、「八」も同様の意味で用いられるのであり、「天孫本紀」に火明命十世孫で置津与曾命弟彦与曾命の子、「国造本紀」に瀛津世襲命（『天孫本紀』では火明命四世孫）裔で斐陀国造の祖とある大八椅命の「八椅（ヤハシ・ヤツハシ）」は「八十橋（ヤツハシ）」と意味が通ずる。大八椅命は、「天」ではなく「大」が冠されているが、天に通じる八十橋と関係するとすれば、「アマノヒハシ」「アマノニハシ」の如き神名が尾張連系の祖先系譜に関わって位置付けられていた可能性はなくはない。「ヒハシ」は「日—椅」「霊—椅」で、太陽に架かる橋や霊力のある橋、「ニハシ」は「瓊—椅」で瓊のような綺麗な（立派な）橋、という意味であるが、「瓊」を「日」で表した例を見出し難いことからして、「アマノニハシ」には問題があるとしなければならない。

「日」は国内の人名としては一般的に「ヒ」と訓んで問題はなく、「ニ」とすべきものも見当たらない。また、「アマノニキ」は和珥氏系に関わる氏族の祖ではあるが、同名神が元よりそれらと物部連系もしくは出雲系の祖とされていたのであれば、その理由が問われる。「アマノヒキ」は、日置部・日置郷を通じ、和珥臣との関係がみられるとともに、五十瓊敷命が大刀一千口を作る際に賜った十箇品部に日置部がある（『垂仁紀』三十九年十月条注）ことから、「戈（杵）」と関わりと言い得る。「アマノヒハシ」は、天降ることとの関係では饒速日命と相応するが、戈とは繋がらない。「天日椅（椅）」の訓みとしては「アマノ

ヒキ」「アマノヒハシ」の両様が可能であるが、戈とも関わることから、「アマノヒキ」の方が良いと思う。天日埴(櫛)乃命が天丹戈命と同一神とされたのは、『古志』の作者が「天日埴(櫛)」を「アマノニホコ」や「アマノニチホコ」と訓んだことによるのかもしれない。

荒木臣命は、「国造本紀」の佐渡国造の祖大荒木直と同じ、佐渡国造は阿岐国造を介して尾張連との関係が考えられる<sup>[19]</sup>。「一書曰」の名「荒根使主命」からすれば、「キ」は男性の称、「ネ」は神霊であり、「アラ」が神名の根幹部分に当たるとみられる。

以上をまとめれば、五十研丹穂命は膽杵磯丹杵穂命と関係を持つもの、建耳丹穂命は吉備臣等祖御鋸友耳建日子と通ずると言えなくもない名である一方、タケシヒコータギシミミを介して多臣との関係も想像されるもの、天御杵命は尾張連系の神服連と関わる服部連の祖名と一致するもの、荒木臣命は尾張連との関係が考えられるもの、となる。また、天沼名杵命・天丹戈命とは異表現であるが本来同一とみられる天蒼戈(櫛)命を祖とする伊豆国造は元は尾張連系とみられる<sup>[20]</sup>。大己貴命と櫛玉神饒速日命との間の六神名のうち四神名は尾張連との関係が見られるのであるが、「丹穂」を有する神名と「丹杵穂」とが関わるのであれば、六代全てが尾張連と繋がることになる。全てというのとはともかく、五十研丹穂命と物部連との繋がりが残されているものの、尾張連と他の三神名との関係からすれば、五十研丹穂命、延いては膽杵磯丹杵穂命、また山代国造(同じ天津彦根命系の凡川内国造等)も尾張連と関わるものであったと言える。『古志』の櫛玉神饒速日命に先立つ系譜は尾張連との関係が想定されるということである。このことは伊福部の中央伴造伊福部連が尾張連系であることと通ずる。

因幡に関わって山陰の国造の系統を見てみよう。「国造本紀」の祖に関する記述をまとめると次のようになる。

丹波 : 尾張連同祖, 祖建稲種命四世孫大倉岐命  
但遲麻 : 竹野君同祖, 彦坐王五世孫船穂足尼  
二方 : 出雲国造同祖, 遷狛一奴命孫美尼布命  
稲葉 : 彦坐王兒彦多都彦命  
波伯 : 无邪志国造同祖, 兄多毛比命兒大八木足尼  
出雲 : 天穂日命十一世孫宇迦都久怒  
石見 : 紀伊国造同祖, 蔭佐奈朝命兒大屋古命  
意岐 : 観松彦伊呂止命裔

波伯国造が同祖という「无邪志国造」は出雲系であるが、天津彦根命系の岐閩国造同祖の胸刺国造も見える。出雲系国造・天津彦根命系国造ともに関東に多く分布する<sup>[15]</sup>ことからは何れが武蔵国造の本伝かは俄かには決し難いが、『記』『紀』は出雲系であり、波伯国造は分布地域からしても出雲系が相応しい。「天孫本紀」で但馬国造が丹波国造とともに火明命六世孫建田背命の後裔であ

ることに従えば、和珥氏系三国造の内二国造は尾張連系となる。また、石見国造が同祖という紀伊国造は、「国造本紀」に紀伊国造智名曾の妹中名草姫が建斗米命妻・建田背命生母とあり、尾張連と関係する——火明命妻・天香語山命生母天道日女命は紀伊国造の祖天道根命と男女の対をなす名であることも根拠となり得る——。稲葉国造は、「国造本紀」の他、『古志』が成務朝で稲葉国を伐伏した健牟口宿祢の孫伊其和斯彦宿祢を国造に定めたとするが、伊福部の中央伴造の系統からすれば、元は尾張連系の可能性があると思う。尚、意岐国造も、祖観松彦伊呂止命は「ミマツヒコ(孝昭)の同母弟」の如き人名であり、和珥氏との関係が想定される<sup>[16]</sup>が、孝昭後は尾張連の余曾多本毘売命(『記』・世襲足媛(『紀』)とされている。国造の系統は『古志』の神名が尾張連と関わることと相通ずるのである。

稲葉国造は東西から出雲系国造に挟まれている。因幡と出雲との関係は「神代記」の大穴牟遲神と稲羽の八上比売とに関わる説話や、『古志』の「今国之是之所祭国主神稲葉杖社等之類、是大己貴命之靈魂也」という記述からも窺えるのであり、因幡は本来出雲勢力と関係を有し、後に和珥氏系(尾張連)が東方から進出したとみられる。

『古志』が物部連系を大己貴命の後裔とする系譜の背景として、物部連ではないが、それと密接に関係する尾張連と出雲との関わりが想定されるということである。

### 3. 伊香色雄命以前

本節では『古志』に見える伊香色雄命までの物部連系譜を、人名自体も一部含めて検討するが、「天孫本紀」と『古志』との相違をまとめると〔表1〕のようになる。

#### 3.1 宇摩志麻治命

宇摩志麻治命は、『記』に宇摩志麻遲命、生母登美毘古(登美能那賀須泥毘古)妹登美夜毘売、物部連・穂積臣・姦臣の祖、『紀』に可美真手命、生母長髓彦妹三炊屋媛(亦名長髓媛・鳥見屋媛)とある。『古志』は、その子彦湯支命の部分での「宇麻斯遲命」は「麻」の欠落とみられるので、可美真手命と宇麻斯麻遲命とを記していると言える。「天孫本紀」には亦として味間見命・可美真手命が記され、生母御炊屋姫、天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊死後に誕生、舅長髓彦の謀に従わずこれを誅殺し、神武朝で「為元足尼次為申食国政大夫奉斎大神」などとある。

「ウマシ」は良いさまや美しい様子を表わす美称であり、実名部分は「マチ」「マテ」「マミ」である。「マチ」は亀ト・鹿トで甲・骨に彫ったり描いたりしておく形(『時代別国語大辞典』上代編)であることからすれば、「ウマシマチ」はト占の巧みさを表わす名と看做される。一方、「真手」は、「マデ」とも訓めるので、両手を意味する「マデ」

『時代別国語大辞典』上代編と通ずるようでもあるが、人名としてはどうか。「手」には「ひと」という意味がある『大漢和辞典』ので、「真手」は道教の「真人」と同義と解する方が良さそうである。「ウマシマテ」は「良い（優秀な）真人」「美しい真人」という意味の人名とみられる。ウマシマチとウマシマテとは、相似る人名ではあるものの、意味からすれば本来は異なるものということであるが、一方が他方からの転訛である可能性は否定し難い。然らば、何れも魂振の呪術を伝える物部連の祖名としてあり得るものの如くではあるが、継体妃オミノイラツメ・敏達后ヒロヒメの父という「息長真手王」なる人名の存在をも勘案すれば、卜占のための形を基にしたウマシマチよりは真人と関わるウマシマテの方が相応しいと思う。

「ウマシマミ」は、「マミ」が目元・目つきを表わす語であることから、「美しい眼差し」という意味の人名となるが、「天神本紀」に天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊に天降供奉した天物部二十五部人に大豆物部が見えることに注目したい。「マミ」と「マメ」が、「マチ」「マテ」と同じ‘i’と‘e’の音韻転換とみられるからである。馬見丘陵は豆山と称され、東南麓に広瀬郡大豆村が存在した（和銅二年十月二十五日弘福寺田畠流記帳、『寧楽遺文』中）。奈良市にも応安年間まで遡り得る地名大豆山があるので何れとは断じ難いが——平城宮跡出土木簡に広背郡の人大豆造今志が見える（『平城宮跡出土木簡概報』六）ことからすれば前者か——、ウマシマミはこのような地名に基づく名とみられる。実名的部分が二音で「マ」が共通するものの、ウマシマテ（マチ）とウマシマミとは異質の人名とせざるを得ない。

「天孫本紀」は、冒頭で、饒速日命が御炊屋姫に妊娠しているのが男子ならば味間見命、女子ならば色麻彌命と号けるように命じ、男子であったので味間見命と号けたとし、『鼈頭旧事紀』は「色麻彌命」に「シコマミ」と記す。「ウマシ」と「シコ」とは美と醜との対をなすものであり、齷色謎命・伊香色謎命の例もあるものの、これらは齷色雄命・伊香色雄命と対をなすものであり、単独の女子名を「シコマミ」とすることには問題もあるが、ともかく、男子ならば味間見命、女子ならば色麻彌命と号けるよう命じたということ自体、通常ではない。この記述は饒速日命に二子が位置付けられていたことを示すものであり、ウマシマテ（マチ）とウマシマミまたはシコ（イロ）マミが想定されるようにも思うが、不詳としておかげざるを得ない。但し、物部連の祖名としてはウマシマテ（マチ）の方が相応しいとは言い得る。

### 3.2 彦湯支命

彦湯支命は、「湯支」は踐祚大嘗祭での悠紀と訓みが通じる。「天孫本紀」がその兄とする味饒田命は、名は豊饒な田という意味であり、後裔氏族が中臣習直朝臣・中臣

熊凝朝臣（『録』右京神別上）で中臣連との関係も見出される。彦湯支命は物部が大嘗祭で果たした苗付けから刈り取りまでの一切を行った役割を彷彿させる人名と言える。

大嘗祭関係記事の初見が「天武紀」二年十二月丙戌条であるので、彦湯支命が『記』『紀』成立前に造作されていた可能性まで否定できないとしても、系譜に位置付けられることはそれとは別である。大嘗祭は新天皇の誕生を示す（新天皇を誕生させる）儀礼であり、『記』『紀』では最初の「新天皇」は綏靖である。彦湯支命が綏靖朝で「為元足尼次寵為申食国政大夫奉斎大神」というのはそれと対応するのであり、彦湯支命が位置付けられたのは、物部連が古来即位儀礼に関係したことを示そうとしたものとみられる。彦湯支命は、『記』『紀』で神武と関わる饒速日命の子というのが相応しいが、宇摩志麻治命の子とされている。彦湯支命は、その登場が遅く、饒速日命の子は宇摩志麻治命というのが定着していたため、後者の子とされたのではなかろうか。「天孫本紀」で宇摩志麻治命が長髓彦を殺すなど『紀』の饒速日命の役割を果たしていることは、彦湯支命が最初の「新天皇」綏靖に対応することと関係すると思う。彦湯支命の物部連系譜への登場は『記』『紀』系譜成立後としなければならない。

生母の出自活目と伊古麻は、「ク」と「コ」は‘u’と‘o’、「メ」と「マ」は‘e’と‘a’の音韻転換による相違であり、「神武紀」即位前条の膽駒山、『延喜式』の平群郡往馬伊古麻都比古神社と関係する。五十胡桃と五十里見命、師長姫と河長媛はそれぞれの何れかが誤記の可能性があるが、地名シナガからすれば「天孫本紀」の方が本来的と考え得る。ともかく、彦湯支命等の生母が膽駒出自というのは宇摩志麻治命生母の出自登美と関わっての造作とみることは可能である。

### 3.3 出雲醜大臣命

出雲醜大臣命は、「大臣」は『旧事紀』のみの用字で、「天孫本紀」は「其大臣之号始起此時也」と記すが、『録』河内国神別勇山連条には「出雲醜大使主命」とある。「大臣」は称号「オミ」に「大」を冠した莊重表現の仮字であり、実名部分は「出雲醜」と看做される。『古志』の出雲色雄命は『録』右京神別上若桜部造条の「同神（采女朝臣条に神饒速日命）三世孫出雲色男命」と共通する。両人名では、地名出雲を除けば「シコ」のみになる出雲醜大臣（使主）命よりは、齷色雄命・伊香色雄命と共通する出雲色雄（男）命の方に本来性を見出し得る。

「某—シコーヲ」形式の名は他に、大己貴命の亦名とされる葦原醜男神（命）もあるが、「人名」では齷色雄命・伊香色雄命が知られるに止まる。前者は『記』『紀』ともに穂積臣の祖とし、後者は『紀』には物部連祖とあるが、『記』では出自が明記されていないものの男女の対をな

す伊迦賀色許売命は内色許男命の女とされていることからすれば、「シコヲ」人名は物部連よりは穂積臣との関係の方が深いと言える<sup>[25]</sup>。出雲色雄命は穂積臣系の人名とみられるが、『古志』では生母は出雲臣祖髪長姫、「天孫本紀」で出雲醜大臣命生母と思しいのは出雲色多利姫——「色」は出雲醜大臣命の「醜」と対応——であり、何れも出雲国との繋がりが想定し得るのに対し、穂積臣と出雲国との関係は直接的には知られないという問題がある。しかし、出雲醜大臣命が妻の一人倭志紀彦妹真鳥姫を通じて関係する大和の磯城には三輪山東南麓に地名出雲が遺るとともに、『古志』が出雲色雄命生母をその祖とする出雲臣自体も、「仁徳紀」即位前条に出雲臣祖淤宇宿禰が「倭屯田司」とある。出雲色雄命の「出雲」は、出雲国との繋がりは有するが、直接的には大和国の出雲との関係で捉えるべきものと思う。この出雲と穂積臣の本拠山辺郡穂積郷とは近接するとは言えないが、「崇神紀」「垂仁紀」に穂積臣遠祖大水口宿禰が倭大国魂神とともに大物主神の祭祀の開始に関わったとあることは、大和における穂積臣と三輪山東南麓の出雲との関係を窺わせる。

『古志』で出雲色雄命が物部連嫡流であることは、一見、物部連系を大己貴命の後裔としていることと関わる如くでもあるが、『録』にも嫡流であったことを窺わせるものがある。前記右京神別上若桜部造条は、出雲色男命の四世孫物部長真膽連が履中朝で稚桜部造と改姓されたとし、その改姓の事情、膳臣余磯の稚桜部臣改姓等、「履中紀」三年十一月辛未条に基づいたような記述になっている。一方、和泉国神別上若桜部造条には、神饒速日命七世孫止智尼大連の後で、履中朝で物部連から若桜部造に改姓されたとある。両記述を併せると止智尼が出雲色男命の四世孫となる。止智尼の神饒速日命七世孫というのは「天孫本紀」と共通し、『紀』『天孫本紀』ともに垂仁朝で大連とするが、履中朝の存在とされる長真膽が同じ七世孫というのは問題がある。しかし、現存する『録』の写本は全て長真膽を出雲色男命の四世孫としているのであり、むしろ右京神別上の記述は、饒速日命の七世孫が履中と同世代になる系譜があったことを示すとみる方が良いと思う。ともかく、出雲色雄命を伊香色雄命の祖父とする『古志』の系譜は、十市根命が「天孫本紀」で伊香色雄命の子とされることから出雲色雄命の三世孫になるので世孫は一致するわけではないが、若桜部造の祖先伝承と通ずるのである。

「天孫本紀」が伊香色雄命の妻の一人とその父とする真鳥姫と倭志紀彦は出雲醜大臣命の妻とその兄とに一致する。両倭志紀彦・両真鳥姫は、関係は異なるが、同一人ないし同一人からの分立であることは疑いが無い。真鳥姫所生とされているとみられる大咩布命は『録』和泉国神別に志貴県主の祖（大咩布命）とある。『録』は大和の

志貴連（県主や首の改姓とみられる）を物部連系、河内の志紀県主・志紀首を多臣系とし、和泉に多臣系志紀・物部連系志貴両県主を載せる。『録』は両系のシキ県主を用字で区別していること、「天孫本紀」が大咩布命の兄弟建新川命を倭志紀県主の祖、建新川命の同母兄とされていると思われる十市根命の子印岐美を志紀県主の祖とし、両シキ県主を物部連系としている如くであることからすれば、和泉の志貴県主の祖大咩布命と大和の磯城とは結びつくのであり、大咩布命が倭志紀彦の女所生というのは相応しい。磯城を介して出雲色雄命と伊香色雄命は相関係すると言える。また、小治田連が、「天孫本紀」は出雲醜大臣命の系統とし、『録』では伊香色雄命の後裔である（右京神別上）——尚「天孫本紀」では小治田連は饒速日命十三世孫・出石心大臣命十世孫建彦の後裔ともある——ことにも、出雲色雄命と伊香色雄命との関係等が見えているように思う。

「天孫本紀」は大水口宿禰命・大矢口宿禰命兄弟が孝靈朝で宿禰として大神を奉斎したとするが、『紀』では大水口宿禰は崇神七年八月己酉条の大物主大神・倭大国魂神祭祀の開始、垂仁二十五年三月丙申条注の倭大神の祭祀開始にそれぞれ関わって現われる。両記述は崇神六年条と一連の説話であり、本来の時代的位置付け及び両天皇条に分載されている事情については検討を要するが、ここでは大水口宿禰の世代的位置のみに限る。「崇神紀」を採れば、大水口宿禰は同条に見える伊香色雄と同世代というのが先ず推測されるが、異世代の者が同一朝に仕えるのは問題はないので、一般論からは、伊香色雄の父や子の世代もあり得る。しかし、伊香色雄は、開化后伊香色謎命は孝元妃でもあるが、孝元后薨色謎命は一世代上であることからして、開化と同世代というのが相応しいのであり、大水口宿禰は伊香色雄の父と同世代とはなし得ない。一方、「垂仁紀」の場合は、同世代としては十千根が最も相応しいが、十千根の子の世代は勿論、具体的人名を別とすれば、十千根の父（伊香色雄以外）の世代も可能性がないわけではない。崇神・垂仁の何れに関わるかで大水口宿禰の世代的位置は変わるが、天照大神と大水口宿禰が関わる倭大国魂神の祭祀が崇神・垂仁何れの段階であっても、その祭祀に伊香色雄が関係していることからすれば、大水口宿禰は伊香色雄もしくはその子の世代に位置付けられることになる。事実、『録』左京神別上穂積臣条では伊香我色雄命の子とある。右京神別上采女朝臣条の「神饒速日命六世孫」も、世代関係では、大水口宿禰命を除けば、伊香色雄命の子の世代になる。また、大水口宿禰命の生母新河小楯姫が伊香色雄命の子大新河命・建新川命と相通ずることは、大水口宿禰命が伊香色雄命の子とされていたことを示唆する如くである。

大水口宿禰命が伊香色雄命の子というのも、『紀』で伊香色雄が「物部連祖」と明記されるので、問題が皆無で

もないが、『記』では、伊香色謎命も穂積臣系である。物部連（石上朝臣）の『記』『紀』編纂段階での勢力からすれば、『記』の系譜が伊香色謎命を大綜杵命の女とするものの改作とは考え難いのであり、『記』の系譜の方に本来性が窺えると言える。しかし、全所伝が鬱色雄命の妹とする鬱色謎命、「天孫本紀」に伊香色謎命の弟とある伊香色雄命も本来穂積臣系とすることには若干の躊躇もなくはない。鬱色雄命と鬱色謎命、伊香色雄命と伊香色謎命は「ヲ（男）」と「メ（女）」とを異にするだけの本来は夫妻に相応しい人名<sup>[3]</sup>であり、鬱色雄命と伊香色謎命が物部連系とされた事情として、鬱色謎命・伊香色雄命が大綜杵命の姉妹・子とされていたことも考え得るからである。ともかく、一系譜の中では、鬱色雄命・鬱色謎命と伊香色雄命・伊香色謎命とが元より一世代差であったことは認め得るのであり、大水口宿禰命の本来的位置としては鬱色雄命孫・伊香色雄命子が想定される。尚、前記のところで「具体的人名を別とすれば」として大水口宿禰が十市根命の父の世代である可能性を残したが、「天孫本紀」が物部連の嫡流とする大矢口宿禰命が、少なくとも大水口宿禰命と同世代とされていたことは考え得るので、伊香色雄命の子で十市根命の父ということも想像される。

『古志』の内色雄命を出雲色雄命の子とする系譜は「天孫本紀」よりも古いということであるが、「天孫本紀」が鬱色雄命の祖父とする出石心大臣命をみる必要がある。

### 3.4 出石心大臣命

出石心大臣命に関わる但馬国出石郡は、その位置から、西端部の二方郡周辺を領域とした二方国造ではなく、尾張連系但馬国造との関わりが想定される。しかも、「天孫本紀」の尾張連系譜は火明命三世孫天忍人命の妻（異妹とある）角屋姫の亦名を葛木出石姫とし、『海部氏系図』にも火明命の三世孫として葛木出石姫命が記されている（角屋姫は見えない）のであり、尾張連と出石との関係が窺われる。ここで出石と関わって、誰しも想起するアマノヒホコの関係系譜（図3）を見てみよう。

『記』『紀』間でのアマノヒホコの系譜の相違は次のようになる。

- ① アマノヒホコの妻の名と妻の父の名とが両書で逆になっている如くである。
- ② 『記』では、多遲摩母呂須玖 — 多遲摩斐泥 — 多遲摩比那良岐、であるのに対し、『紀』では、但馬諸助 — 但馬日櫛杵、であり、多遲摩斐泥が見えない。
- ③ 『記』では、神功生母葛城之高額比売の父とあることから、多遲摩比多訶がアマノヒホコの嫡流とされているとみられるが、『紀』ではそれが見えず、『記』がその弟とする清彦が但馬日櫛杵の子で嫡流である。
- ④ タヂマモリは『記』では多遲摩比多訶・清日子の兄、

『紀』では清彦の子となっている。

①については、「ミ」「ミミ」を称として有する女性名が他には知られないことからすれば、前津見は男性名とみるのが良さそうではあるが、俣尾・麻陀能鳥も女性名として末尾が「ヲ」であることに問題がないとは言えないのであり、ここでは不詳としておかざるを得ない。

モロスクは『延喜式』神名下の但馬国出石郡諸杉神社との関係が想像されている<sup>[22]</sup>が、ヒナラキも、名の構造を「ヒ（靈）— ナラーキ（男称）」と捉え得るならば、但馬国七美郡の奈良尾との関係が憶測できなくもない。この両比定には問題はなくはないが、但馬と関係する人名の可能性がないわけではないのに対し、「タヂマー某」という人名形式は同じでも、斐泥（ヒネ）と比多訶（ヒタカ）は但馬よりは、それぞれ和泉国日根郡・紀伊国日高郡に通ずる。両人名は、『紀』に見えないことからしても、本来のアマノヒホコ系譜には位置付けられていなかったとみるべきであろう。タヂマモリは、「タヂマー某」形式の人名としてよりは「但馬の守（守神）」の擬人化とみるのが良い。清日子（彦）も、「ヒコ」が他に見られない称である上に、「タヂマ」も冠しない名であり、異質であることは言うを俟たない。タヂマモリを清彦の子とする『紀』の系譜は改作されたものであり、多遲摩比那良岐の子という『記』の系譜を本来的としなければならない。従って、『記』『紀』に伝えられる系譜よりは前のものとして、アマノヒホコ — タヂマモロスク — タヂマヒナラキ — タヂマモリ、が想定されることになる。

清日子（彦）は、「清」の訓み「キヨ・シ」からは「キヨヒコ」となるが、「清」は「スガ・シ」でもある。その子女が酢鹿之諸男・妹菅竈由良度美であることからすれば、「スガヒコ」と訓むべきであり、清日子 — 酢鹿之諸男・妹菅竈由良度美、という系譜は「スガ」に関わるものとみられる。この「スガ」は但馬国出石郡須加神社との関係が、また菅竈由良度美の「竈」を「クド」と訓み但馬国二方郡久斗郷との対応も想定されている<sup>[22]</sup>が、息長君との関係から、近江国伊香郡菅浦荘に繋がることも考えられる<sup>[7]</sup>。ともかく、カヅラキノタカヌカヒメが神功生母であることから、本系譜は息長君に関わるものと解し得る。スガヒコの妻当摩之咩斐の「当摩」は、孫カヅラキノタカヌカヒメからも、葛城の当摩以外に考えようがないのであり、神功の母方は葛城にも関わる。嘗てカヅラキノタカヌカヒメを蘇我氏（葛城）系とした<sup>[7]</sup>が、アマノヒホコ系譜に繋がることからすれば、但馬に関わるとともに葛城にも本拠を有した尾張連の系統とみる方が良い。然らば、尾張連と紀伊との関係は、「天孫本紀」に見える建斗米命と紀伊国造智名曾妹中名草姫との婚姻関係等や「紀尾治連」という氏姓から明らかであり、和泉の日根も、和珥氏系と繋がる坂本臣<sup>[17]</sup>と関わると

ともに、海上を通じて尾張連同族津守連一住吉大社と繋がる地域であることは容易に推測し得るのであり、日根・日高と関わる人名とみられる多遲摩斐泥と多遲摩比多訶も尾張連と関係すると考えられる。

『記』に伝えられる神功の祖先系譜は、父系が和珥臣一丹波系と息長君とに関係し、母系では、尾張連系がアマノヒホコ一但馬系、及び息長君系と関わるに止まらず、出石に関係するアマノヒホコの系譜にも尾張連と繋がる人名が位置付けられている、ということである。

「出石」を冠する出石心大臣命は正しく尾張連と関わる人名と言い得るものであり、このようなものが物部連嫡流とされている事情が問題として残される。

### 3.5 大禰命

大禰命は、敬称・用字等を除いて、「開化記」に三野国之本巢国造・長幡部連の祖とある神大根王、「景行記」に三野国造の祖で女兄比売・弟比売を大碓命が妻としたとある大根王（『紀』は美濃国造神骨）と一致する。本巢国造は『紀』には見えないが、『記』では、弟比売所生押黒之弟日子王が牟宜都君（「上宮記」は牟義都国造と記す）の祖である（『紀』では身毛津君は大碓命後裔）から、両国造は同系統とされていると言える。一方「国造本紀」は三野前国造と三野後国造を載せ、前者は彦坐王子八瓜命を、後者は物部連祖出雲大日命孫臣賀夫良命を国造と定めたとする。八瓜命は「開化記」が神大根王の亦名とする八瓜入日子王とみられ、三野前国造は『記』の本巢国造に当たると言えるが、牟義都国造と三野後国造とは、前者が大碓命系、後者は物部連系で、異なるようにも見える。しかし、後者の祖出雲大日命は、「日」は「臣」の誤写で、出雲醜大臣命とみられ、この兄が〔神〕大根王と通じる大禰命であることからすれば、三野後国造は、牟義都国造と一致するか否かはともかくとしても、少なくとも本巢国造・三野前国造との関係は考え得る。美濃の国造を介して、大禰命と〔神〕大根王とは相通するのであり、前者は後者が物部連系譜に取り入れられたものと想定される。

### 3.6 出雲醜大臣命子大木食命・六見宿禰命・三見宿禰命及び大咩布命

大木食命は三川国造の祖とされ、「国造本紀」も「出雲色大臣命五世孫知波夜命定賜參河国造」と記す。「天孫本紀」に志紀県主とともに伊香色雄命の孫印岐美を祖とするとある佐夜直・久努直・遠江国造がともに三河の東隣遠江を本拠とすることは、志紀県主の祖と三川国造の祖とが兄弟とされていたことを示唆する如くであるが、ここでは、『記』では遠淡海国造は天菩比命後裔で出雲系であること、「国造本紀」では印岐美を、遠淡海国造の祖ではあるが、伊香色雄命の子としていることに注目したい。

前者からは、遠淡海国造・出雲を介して、志紀県主と出雲醜大臣命との関係が、後者からは、大咩布命・印岐美ともに伊香色雄命の子であることを介して、大咩布命と志紀県主との繋がりが、それぞれ窺われるからである。また、久努直は「国造本紀」の久努国造であるが、後者の祖伊香色雄命孫印播（嬪）足尼が神八井耳命後裔とされる印波国造と同訓であることから、久努国造＝久努直を介して、シキ県主に多臣系と物部連系とが存在することとの関係も憶測される。ともかく、出雲醜大臣命と磯城との関係が想定されることに加え、志紀県主と出雲醜大臣命との関係、大咩布命と志紀県主との繋がりも見出されるのであるから、大咩布命は出雲醜大臣命の子から伊香色雄命の子へ変更され、真鳥姫等が分立されたとするべきであろう。しかし、「天孫本紀」が倭志紀県主・志紀県主の祖を、大咩布命とせず、兄弟建新川命と、十市根命の子印岐美としている事情が問われる。

印岐美の伊香色雄命孫・十市根命子と伊香色雄命子という二つの位置については、取り敢えずは、一方が物部連系譜上での誤伝、一方が他方の位置付けが変更されたもの、という両様が考えられる。シキ県主と関わるものからすれば、印岐美の伊香色雄命の子という位置と、建新川命が、用字は異なるが、兄弟（異母か）とされている大新河命と美称を異にするだけの人名であることに注目される。建新川命と大新河命は本来同一人で何等かの事情で分立された可能性があるが、印岐美に伊香色雄命の子と孫という両様の位置付けがあることからすれば、印岐美の伊香色雄命の子から孫への変更に伴い、大新河命と建新川命とが分立され印岐美に替わって位置付けられたと考え得ぬこともない。しかし、この場合は印岐美・建新川命の何れかのがみシキ県主の祖とされて然るべきであり、ともにシキ県主の祖とあることに疑問が残る。

大新河命・建新川命は出石心大臣命の妻で大水口宿禰命・大矢口宿禰命生母という新河小楯姫と相通ずる。新河小楯姫は、大水口宿禰命等との関係からすれば、大水口宿禰命の本来の位置に相応しいのは伊香色雄命の子であるから、伊香色雄命の妻で大新河命・建新川命生母、出石心大臣命の妻ということからは、本来の嫡流出雲醜大臣命の妻とされていたことが考えられる。この両想定に基づけば、「天孫本紀」が倭志紀県主の祖とする建新川命は『録』に和泉の志貴県主の祖とある大咩布命とともに出雲醜大臣命の子とされていたことも考え得ることになるのであり、この系譜は、「天孫本紀」が志紀県主の祖印岐美を子としている十市根命と建新川命とが兄弟であることと相通ずると言えるようでもある。しかし、大咩布命は十市根命の兄弟に変更されたのであるから、シキ県主に関係するのが大咩布命ではなく十市根命であることは不審である。大咩布命がシキ県主の祖とされず、建

新川命と印岐美とがシキ県主の祖とされていることについては、それらが「天孫本紀」の位置になった事情はともかく、建新川命や印岐美が大咩布命の系統とされていることによると考え得るのではなからうか。然らば、建新川命は印岐美の父十市根命と同母とされている如くであること、印岐美に伊香色雄命の子という伝もあることから、大咩布命と新河小楯姫との間の子として建新川命と印岐美とが位置付けられる系譜の存在も想定される。新河小楯姫が出石心大臣命の妻とされた経緯も検討の要があるが、出石心大臣命が物部連系譜に位置付けられたことと関わるものであり、後節で検討することにした。

六見宿禰命と三見宿禰命は、伊香色雄命の世代以後の人名に見られる「宿禰」が付されており、元来の位置付けとするには疑問がある。六見宿禰命は、後裔とされる小治田連には十三世孫建彦を祖とする伝も見えることからすれば、建彦と繋がる位置付けがなされていたこと、三見宿禰命は、六見宿禰命と共通性を有する人名であるから、元より六見宿禰命と関係する位置にあったこと、同世代とされている大水口宿禰命・大矢口宿禰命とともに同じ伊香色雄命の世代以降に位置付けられていたことが憶測されるに過ぎないが、大咩布命の位置の変更により、六見宿禰命と三見宿禰命とが出雲醜大臣命の子とされたと考えられるかもしれない。

### 3.7 薺色雄命生母

「天孫本紀」の坂戸由良都姫の「サカト」には大和国平群郡坂門郷・河内国古市郡尺度郷・武蔵国橘樹郡坂戸郷・常陸国新治郡坂門郷等の地名があり、「ユラ」も上野国新田郡由良郷・伯耆国八橋郡由良郷・隠岐国知夫郡由良郷や丹波国氷上郡由良荘等各地に知られる。「天神本紀」に天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊の伴領として天物部を率い天降供奉した「五部造」に坂戸造、「天物部等二十五部人」の中に「洒人物部」（前田綱紀本）が見え、『録』未定雑姓右京に坂戸物部が収載され「神饒速日命天降之時従者。坂戸天物部之後也」とある。「サカト」は、宇摩志麻治命生母鳥見屋媛の「トミ」が大和国添下郡登彌神社（『延喜式』神名上）と関わること、彦湯支命生母が伊古麻村出自であることからすれば、平群郡坂門郷と結びつく。坂戸由良都姫は物部連系人物の妻・生母に相応しい人名と言える。『古志』の白媛は、父河枯乃伊波比長彦の「河枯乃伊波比」が近江国甲賀郡川枯神社の祝とみられるので、川枯神社に関わるものであり、「天孫本紀」が出石心大臣命の母とする川枯姫も同様であろう——川枯神社の管掌氏族としては、賀茂社の祭祀者が賀茂県主であり、県主に首姓が知られるので、『録』和泉国神別川に「阿目加伎表命四世孫阿目夷沙比止命之後也」とある川枯首が考え得るかもしれない——坂戸由良都姫は、薺色雄命が穂積臣であることからすれば、大矢口宿

禰命の妻であり、薺色雄命が大矢口宿禰命の子とされたことに伴い、薺色雄命の母となったと考え得るのであり、白媛を薺色雄命の生母とする系譜は無視できない。しかも、薺色雄命生母を白媛とすれば、川枯神社西方の水口神社は大水口宿禰の「水口」と関わりとみられることになり、薺色雄命に加え大水口宿禰からも穂積臣系と川枯神社との繋がりが想定される。出雲醜大臣命と白媛とを薺色雄命の父母とする『古志』の系譜は本来的と言える。

出石心大臣命を川枯姫所生とする系譜も、アマノヒホコ系譜が息長君に繋がる他、「垂仁紀」三年三月条注に、天日槍が菟道河を浜り近江国吾名邑に入り暫く住み、近江より若狭国を経て但馬国に到って住処を定めたとあることから但馬と近江との関係は窺えるので、あり得ぬことはない。この場合、出石心大臣命を薺色雄命の父とする系譜が存在したとすれば、姉妹や姨姪を父子の妻とする系譜は知られるので、出石心大臣命生母と薺色雄命生母とが姉妹や姨姪というのも不審とはし得ない。しかし、出石心大臣命が、尾張連と関係する段階で、薺色雄命とともに川枯神社関係女子所生とされていたかは疑問としなければならない。他方、川枯姫と白媛とを川枯出自の一女子の異表現とすれば、「天孫本紀」と『古志』とを折衷して、出石心大臣命と薺色雄命とがともに出雲醜大臣命と川枯出自女子との間の子という系譜も想定し得るが、然らば、出石心大臣命を物部連の嫡流にするために、殊更に出雲醜大臣命をその兄とする必要性はないので問題である。出石心大臣命と川枯神社との関係は本来的ではないということである。

### 3.8 伊香色雄命生母

高屋阿波良姫は、高屋は河内国古市郡高屋神社と関わる地名であり、『録』河内国神別に饒速日命十世孫伊己止足尼大連の後という高屋連が見えるので、物部連系の妻の名に相応しいと言える。苜田真若姫は、苜（苜蓿）が水草で「苜田」（苜を栽培する田、苜が繁殖している田）というのがあることから、「苜」を「芹」と見る佐伯説は正当であり、「天孫本紀」の薺色雄命妻・武建大尼命生母芹田真稚姫と一致するとしなければならない。薺色雄命や伊香色雄命が元より物部連系である可能性は皆無ではないが、一氏族の系譜では薺色雄命・伊香色雄命と兄弟姉妹が相応しい。伊香色雄命は、薺色雄命の子とすれば、武建大尼命とともに芹田真稚姫所生とされていたことや、伊香色雄命の薺色雄命の子から大綜杵命の子への変更に伴い、代わって武建大尼命が位置付けられたというようなことが想定される。高屋阿波良姫は、大綜杵命の妻であり、伊香色雄命が大綜杵命の子とされたことにより、伊香色雄命の生母となったとみることが可能である。

以上本節での検討結果を図示したのが〔図4〕である。

#### 4. 伊香色雄命から伊菖弗の世代

本世代の記述には、大新河命子武諸隅の女時姫が大新河命兄弟十市根命の妻、その所生膽咋宿禰の女清媛が武諸隅の妻となっているとともに、武諸隅が矢田部造遠祖として崇神朝で出雲大神宮の神宝を検定し、復命の際に大連として神宮を奉斎したとある一方、父大新河命が垂仁朝で「元為大臣、次賜物部連公姓、即改為大連、奉斎神宮、其大連之号始起此時」と記されるように、大きな矛盾がある。本節ではこの矛盾を含め、武諸隅～印葉等と、嫡流十市根命～伊菖弗との関係を中心に検討する。

##### 4.1 武諸隅～印葉等の系統

武諸隅は本来尾張連系であり<sup>[19]</sup>、子多遲麻（景行朝為大連奉斎神宮）も但馬国そのもので尾張連との関係が考えられる。印葉（応神朝為大連奉斎神宮）は、父多遲麻からすれば、因幡国及び稲葉国造に関わる人名の可能性はあるが、姉山無媛（応神皇妃、菟道稚郎子皇子・矢田皇女・雌鳥皇女生母）と通ずる山梨郷が甲斐国山梨郡の他下総国千葉郡にも知られることから、千葉郡に隣接する印旛郡・印波国造との関係も考え得る。弟伊与（応神朝侍臣）は伊予国・伊余国造と繋がるが、伊余国造は『記』では神八井耳命の後裔であり、「国造本紀」に伊余国造が同祖とある印幡国造は「神八井耳命八世孫伊都許利命定賜国造」という印波国造と考えられる。印葉は、伊与（及び山無媛）からすれば、下総国印幡郡・印波国造と関わる人名とみられる。しかし、大和政権の関東～東北進出及び伊予～瀬戸内に尾張連が密接に関わり<sup>[20]</sup>、伊予関係の伊与部（『録』右京神別下）・伊与部連（『日本三代実録』貞観四年五月十三日庚辰条）が尾張連系であることを勘案すれば、印波・伊余両国造は、多臣系とされるが、尾張連とも関係を有したことが想定される。また、印葉は「国造本紀」が久努国造の祖とする印播足尼と訓みを共通にする。後者は伊香色男命孫とあるが、印葉の祖父武諸隅は伊香色雄命と同様崇神に仕えたとされているのであり、両者は、世代が通ずることから、同一人とみられるのではなかろうか。然らば、久努国造は本来尾張連系と考えられることになり、大和政権の東海～関東進出に尾張連が大きく関わったという想定<sup>[20]</sup>に対する根拠をここでも付け加えられることにもなる。

弟小神（応神朝侍臣）と大別（仁徳朝為侍臣奉斎神宮、賜矢田部連公姓）は地名ではなく、他の三人名とは異質である。名の意味も明確ではないが、小神は、印葉・伊与が尾張連と関わりとみられることからすれば、『日本三代実録』貞観四年五月十三日庚辰条に善淵朝臣を賜姓された六人部永貞等三人が「天孫火明命後、少神積命之裔孫」とある少神積命<sup>[19]</sup>との関係は考えられる。大別は稻荷山鉄剣銘の「乎獲居臣」と、直接関係しないことは言うまでも

ないが、対をなす如き名であり、百済に幸として派遣され（『敏達紀』六年五月丁丑条）百済が経論等を付した（同十一月庚午朔条）大別王も伝わるので、実在の人名の可能性はあるが、皇后矢田皇女の号を氏として矢田部連公姓を改賜されたとあることから、「別」は分氏して別れたことの象徴、「大」は美称とみることができるようにも思われる。

清媛所生の多遲麻の子女は、大別はその名のみからでは断定できないが、尾張連系である。また、生母は記されていないが、多遲麻の女香兒媛と武諸隅の女時姫は美濃国可兒郡・土岐郡とそれぞれ関わる名とみられる。

##### 4.2 山無媛をめぐる

武諸隅系は香兒媛から物部連嫡流伊菖弗へ、山無媛からは菟道稚郎子皇子へと繋がる位置付けになっているが、山無媛が『記』『紀』の丸邇之比布礼能意富美女宮主矢河枝比売・和珥臣日触使主女宮主宅媛に代わり、菟道稚郎子皇子や応神と関係する理由について触れておきたい。

前者については、『記』『紀』で和珥臣の始祖孝昭皇子天押帯日子命・天足彦国押人命の生母が尾張連祖オキツヨソの妹余曾多本毘売命・世襲足媛、『記』に本来は和珥臣に関わる日古布都押之信命<sup>[3]</sup>の一妻が尾張連祖意富那毘の妹葛城高千那毘売、また、『和邇系図』で天足彦国押人命の妻が「天孫本紀」に火明命六世孫とある宇那比媛命、というように系譜にも造作されている両氏の関係の密接さがその背景にあるとみることが容易である。

後者に関して、『記』に応神后妃高木之入日売命・中日売命・弟日売命が尾張連祖伊那陀宿禰女志理都紀斗売所生の五百木之入日子命子品陀真若王の女、「天孫本紀」には品陀真若王生母が建稲種命女尻調真若刀俣命（それぞれ伊那陀宿禰・志理都紀斗売に該当<sup>[19]</sup>）、その妹金田屋野姫が品陀真若王妻で高城入姫皇女等生母とあり、応神との関係は伝えられるが、ウヂノワキイラツコとは繋がらない。しかも、本来ウヂノワキイラツコは武烈の通称、母ミヤヌシヤカ〔ハエ〕ヒメは武烈生母であり、蘇我臣系によりウヂノワキイラツコは即位できなかった応神皇子、武烈は暴君として描かれたと考えられる<sup>[8]</sup>。山無媛は、皇妃とされていたとすれば、その所生子女がウヂノワキイラツコ等に変更されたとしなくてはならない。尚、ウヂノワキイラツコが応神皇子とされた事情は明確にはし得ないが、あるいはオホサザキ（仁徳）がワカサザキ（武烈）に基づいて造作された名とみられる<sup>[3]</sup>ことからすれば、オホサザキとの関係からその弟とされたのかもしれない。

尾張連系后妃ヨソタホ（タラシ）ヒメ（孝昭后）・オホアマヒメ（崇神妃）は、継体関係系譜に基づき、それぞれヒコイマス妻でアマタラシヒコ（和珥臣の祖の原型）・イカタラシヒコ生母<sup>[3]</sup>、トヨキイリヒコ・ヤサカノイリヒコ生母<sup>[12]</sup>とされていたとみられる。また、志理都紀斗売と

ナカツヒメも、景行・応神・仁徳が父・子・孫とされていた「天皇記」段階で、それぞれ景行妃・品陀真若王生母、応神妃・仁徳生母であり、景行一継体、応神一欽明、仁徳一敏達、志理都紀斗売一メノコ、品陀真若王一宣化、ナカツヒメ一イハノヒメ（一般に「イシヒメ」と訓）、と対応する系譜が想定される<sup>[3]</sup>。山無媛にもメノコに当たる位置付けが考え得ないか。応神及びそれと本来同一人であったものの子に安閑・宣化に対応する山無媛の所生子の可能性のあるもの、尾張連との関係が想定されるものが見出されないかということから一憶説を記しておきたい。

「二人」から挙げ得るのは、景行皇子では播磨稲日大郎姫（一云稲日稚郎姫）所生大碓皇子・小碓尊（『紀』）、五十河媛所生神櫛皇子・稻背入彦皇子（『紀』）、伊那毘能若郎女所生真若王・日子人之大兄王（『記』）、応神皇子は日向泉長媛所生大葉枝皇子・小葉枝皇子（『紀』）、復元系譜では、ホムタノオシロワケ（以下「オシロワケ」）子でイハノヒメ所生ミヅハワケ・ハヅラワケ<sup>[7]</sup>、タカキノイリヒメ所生ヌカタノオホナカツヒコ・スミノエノナカ<sup>[8]</sup>である。

イハノヒメは欽明后イハノヒメの架上<sup>[9]</sup>、ヌカタノオホナカツヒコは元は雄略等の父と想定されるもの<sup>[3]</sup>である。日子人之大兄王・真若王を伊那毘能若郎女所生とするのは、ヒコヒトノオホエとオシサカノオホナカツヒメ（両者は敏達皇子オシサカノヒコヒトノオホエを基に造作）をカグロヒメ所生とする系譜の改作である<sup>[3]</sup>。カミクシは、『記』ではハリマイナヒノオホイラツメ所生とあるのはともかく、讃岐国造の祖、稻背入彦皇子は播磨別（播磨国造）の祖である。讃岐と尾張連とは、後者と関わる野間連<sup>[10]</sup>と讃岐に分布が確認される借馬連とが同祖であり、繋がりが無いわけではないが、播磨別は、『録』右京皇別下佐伯直条に見える祖御諸別命と「景行紀」五十六年八月条に豊城命の曾孫で蝦夷を撃つたとある御諸別王とが同名であり、毛野族との関係が想定される<sup>[18]</sup>。五十河媛は『記』の御真津比売命所生崇神皇女伊賀比売命に当たり、本来はイハレヒコの子イカヒコ（『紀』に御間城姫所生崇神皇子五十日鶴彦命とある）の妻で、その所生オシヒメはイハレヒコの子ヤマトヒコの妻で孝霊・孝元と開化の原型の一つヤマトネコ・ワカヤマトネコの生母とされていたと考えられる<sup>[3]</sup>。またそれらから分立されたイカタラシヒコはアマタラシヒコとともに尾張連ヨソタラシヒメ所生ヒコイマス子、イカタラシヒメは垂仁皇女で、所生オシヒメは倭国大井媛所生ヒコイマス子ヤマトタラシヒコ（ヤマトヒコからの分立）妻でヤマトネコ・ワカヤマトネコ生母、というように前代の系譜が変更されたと考えられる<sup>[11]</sup>。日向泉長媛の場合は、景行妃日向髪長大田根・仁徳妃日向髪長媛と関係するものであり、尾張連系から日向系とされた事情が説明できず、また、所生子オホハエ・ヲハエというのも継体妃萯媛（和珥臣河内女）等を連想させる。

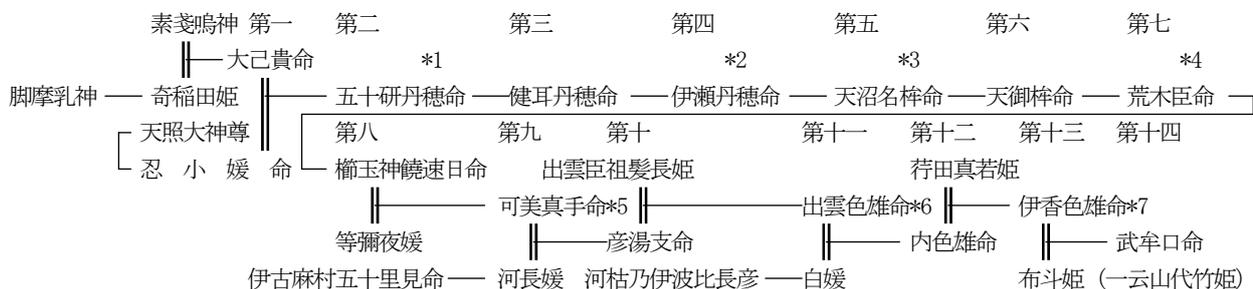
残るのはオハウスとヲウスである。吉備族出自女子所生とされている事情としては、両者の少なくとも一方が吉備と関係することが挙げられると思うが、オハウス・ヲウス自体にはそれを示すものは見出し難い。吉備族の女子を妻とする雄略が架上されたヤマトタケルとヲウスとの合体によるとみるのが良いと思う。ヲウスがヤマトタケルを介して尾張と繋がることは別としても、オハウスが、妻が美濃出自、自身及び所生子（『記』）は美濃諸氏の祖、美濃に封（『紀』）、というように、美濃と密接に関わり、物部連系譜の尾張連系女子名に美濃の地名が見られるのであるから、オハウス・ヲウスの生母を本来尾張連系とみることは牽強付会とは言えないと思う。嘗てオハウス・ヲウスを本来景行の原型の一方オホタラシヒコの子で「イナヒノイラツメ」所生とした<sup>[11]</sup>が、ここで生母を山無媛と改めたい。然らば、オハウス一安閑、ヲウス一宣化、オシロワケ一欽明、という対応も窺い得ることになる。問題は山無媛が応神皇妃でウヂノワキイラツコ等生母とされた事情であるが、現状では前述した和珥臣と尾張連との関係を前提として、山無媛所生となし得る者は景行～仁徳に関わってはウヂノワキイラツコ等以外になかったことが憶測され得るに止まる。

#### 参考文献

- [1] 佐伯有清『「因幡国伊福部臣古志」の研究』（『史学論集対外関係と政治文化』第二所収、塙書房、1974年、『新撰姓氏録の研究（索引・論考篇）』に再録〔吉川弘文館、1984年〕）
- [2] 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第三（吉川弘文館、1982年）
- [3] 黒田達也『古代の天皇と系譜』（校倉書房、1990年）
- [4] 黒田達也「日本古代の『大臣』についての一試考」（大阪府立工業高等専門学校〔2011年度からは大阪府立大学工業高等専門学校〕『研究紀要』〔以下『紀要』〕17、1983年、『朝鮮・中国と日本古代大臣制——「大臣・大連」制についての再検討』（京都大学学術出版会、2007年）第一章に改稿収載）
- [5] 黒田達也「蘇我政権成立前史の一研究」（『紀要』18、1984年、〔4〕拙著第三章の一部に改稿収載）
- [6] 黒田達也「アメノオシホミミから神武に至る系譜の形成をめぐって」（『紀要』28、1994年）
- [7] 黒田達也「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」（『紀要』29、1995年）
- [8] 黒田達也「和珥氏関係系譜についての再検討」（『日本書紀研究』第20冊所収、塙書房、1996年）
- [9] 黒田達也「多氏と王統譜」（『紀要』30、1996年）
- [10] 黒田達也「葛城氏系后妃についての再検討」（『日本国家の史的特質』古代・中世所収、思文閣出版、1997年）

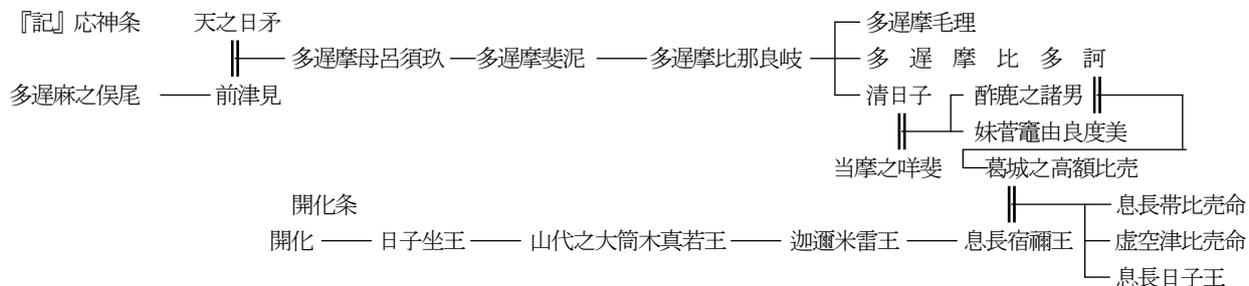
- [11] 黒田達也『『タラシ』関係系譜についての再検討』(『紀要』32, 1998年)
- [12] 黒田達也『『イリ』系譜についての再検討』(『紀要』33, 1999年)
- [13] 黒田達也『『息長』を冠する王族の系譜をめぐって』(『紀要』34, 2000年)
- [14] 黒田達也『古代関東と中央有力氏族』(『紀要』41, 2007年)
- [15] 黒田達也『和珥氏系と関わる国造をめぐって』(『紀要』42, 2008年)
- [16] 黒田達也『タカミムスヒ系と和珥氏系』(『紀要』43, 2009年)
- [17] 黒田達也『古屋家系譜』に見える大伴連系神・人名』(『律令国家史論集』所収, 塙書房, 2010年)
- [18] 黒田達也『ハヤブサワケ・メトリ説話に関する一試案』(『紀要』44, 2010年)
- [19][20][21] 黒田達也『『天孫本紀』の尾張連系人名とその系譜(I)(II)(III)』(『紀要』45~47, 2011~13年)
- [22] 日本思想大系『古事記』(岩波書店, 1982年)

〔図2〕



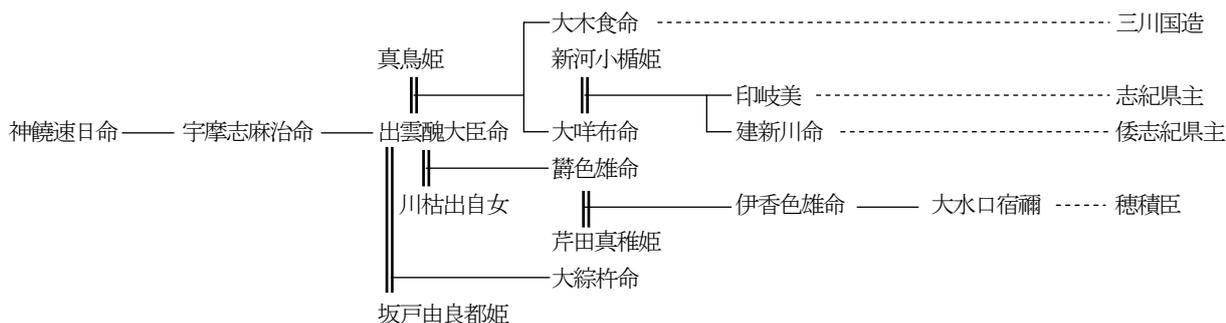
\*1: 子の部分では「伊伎志爾富命」 \*2: 或書曰天丹戈命。一書曰荒田磯丹穗命。一書曰天日拵乃命 \*3: 一書曰天荅戈命  
 \*4: 一書曰荒根使主命 \*5: 子の部分では「宇麻斯遲命」 \*6: 子の部分では「色雄命」 \*7: 子の部分では「伊加香色雄命」

〔図3〕



『紀』垂仁三年条注 天日槍 但馬諸助 — 但馬日槍杵 — 清彦 — 田道間守  
 但馬国出嶋人太耳 — 麻多鳥  
 前津耳 (一云前津見, 一云太耳) — 麻陀能鳥 (八十八年条)

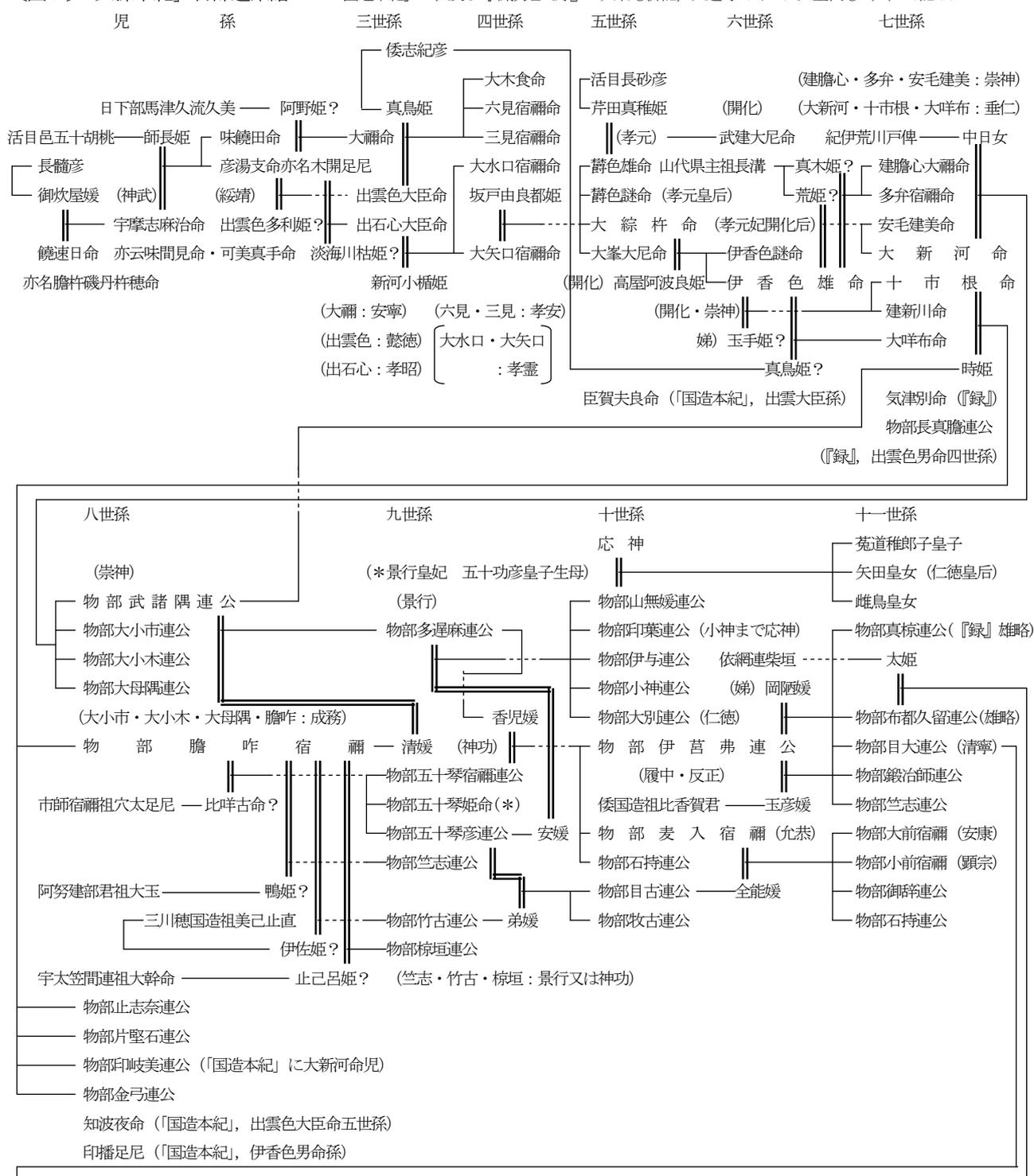
〔図4〕

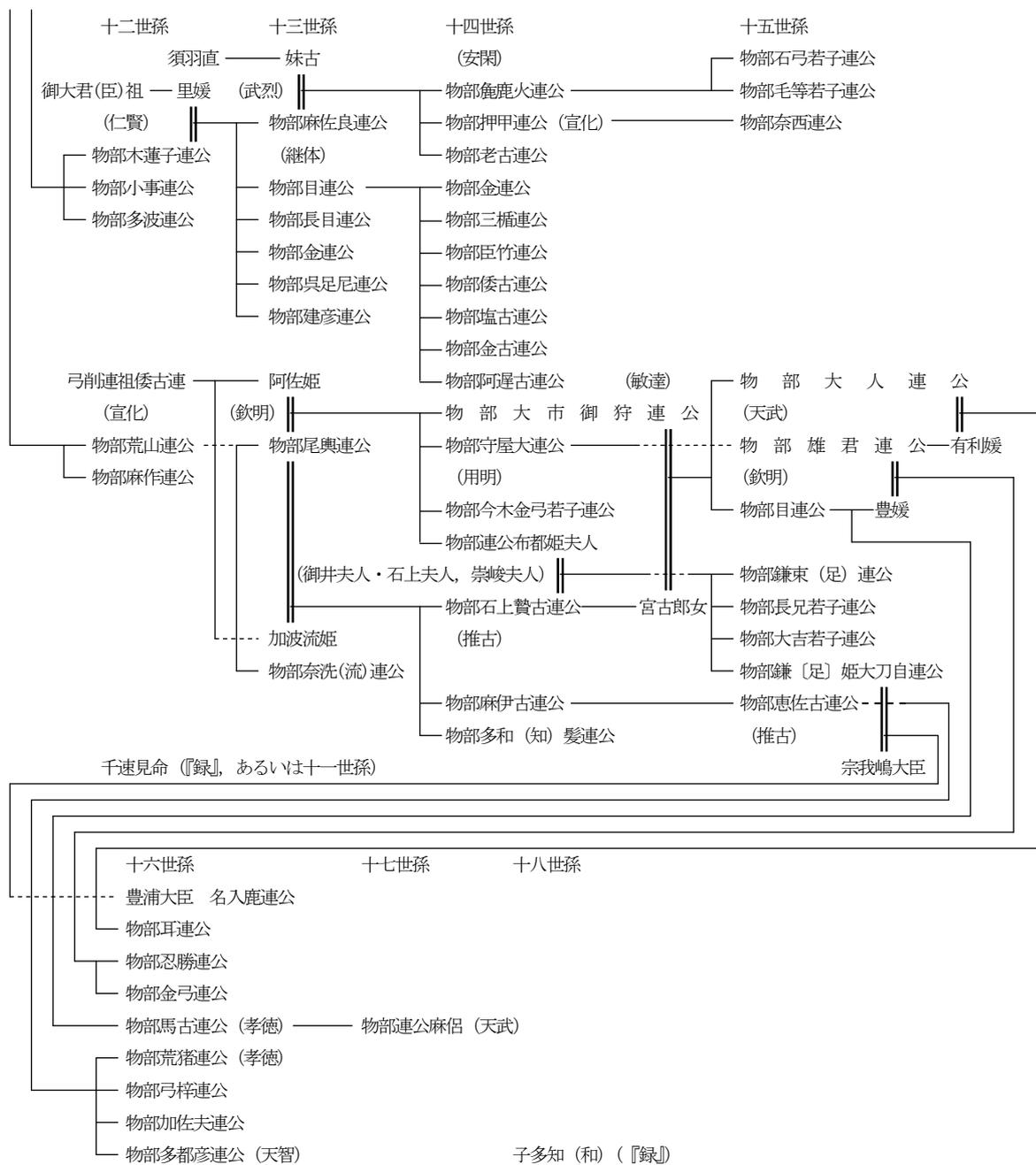


[表1]

	『先代旧事本紀』天孫本紀	『因幡国伊福部臣古志』
宇摩志麻治命妻	活目邑五十胡桃女河長媛	伊古麻村五十里見命女師長姫
出雲醜大臣命生母	出雲色多利姫 (カ)	出雲臣祖髪長媛
麿色雄命父祖	祖父出石心大臣命, 父大矢口宿禰命	父出雲色雄命
麿色雄命生母	坂戸由良都姫	近江国河枯乃伊波比長彦女白媛
伊香色雄命父母	大綜杵命・高屋阿波良姫	内色雄命・苜田真若姫

[図1] 「天孫本紀」物部連系譜 「国造本紀」の伝及び『新撰姓氏録』の人名も併記、大連等であった天皇代も ( ) で記した





[注] 麿色雄命・伊香色雄命なる人名  
 麿色雄命の「ウツ」については『古事記伝』の「美麗」や「顕見」という解釈の他、側近・宮中を意味する「内」に関わるものや、地名「ウチ」の変形とみることも可能のように思う。伊香色雄命について『古事記伝』は「イ」を発語、「カガ」を「赫」としているが、伊香色雄命が大物主神等の祭祀に際して八十平瓮を作ったとあることから、「イカガ」は「イ(巖)ーカ(瓮)ーガ(ノ)」で、「神聖な瓮」を擬人化したもの、あるいは「イカガ」や「イカ」(「ガ」は「ノ」という地名に関わる人名と解し得ない。『録』が物部連同族とする真神田曾禰連(左京神別上、饒速日命七世孫氣津別命後裔)は、「真神田」が飛鳥と宇

陀郡の何れとしても、「曾禰」は宇陀郡曾爾村に関わるとみられることからすれば、本来は宇陀郡を本拠とするものであったことが考えられる。この宇陀郡には伊香色雄命の「イカガ」と共通する伊賀香(伊賀庄・伊賀ノ、『春日大社文書』『三箇院家抄』)があることに注目される。「ウツ(ウチ)」は大和では宇智郡があるが、物部連系氏族では山城国宇治郡を本拠とする宇遅部連・宇治山守連等が知られる(『録』「天孫本紀」)。出雲色雄命が穂積臣系人名で、出雲が大和の地名であることからすれば、「ウツ」「イカガ(イカ)」も上記のような地名に基づくという解釈は成り立ち得ると思う。